

輸入貿易管理令別表第1第1号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物

通商産業省告示第789号（平成12年12月20日）
最終改正 経済産業省告示第69号（令和7年4月11日）

輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号）別表第1第1号、第15号、第21号及び第22号の規定に基づき、これらの号に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物を次のように定め、平成13年1月6日から施行する。

なお、昭和55年通商産業省告示第540号（輸入貿易管理令別表第1第1号、第3号、第15号、第21号及び第22号の規定に基づき、これらの号に規定する通商産業大臣が告示で定める貨物を定める等の件）は平成13年1月5日限り、廃止する。

- 一 輸入貿易管理令（以下「令」という。）別表第1第1号に規定する総価額500万以下の貨物は、次に掲げるもの以外のものとする。
 - 1 令第3条第1項の規定により必要な事項が公表されている貨物
 - 2 令第4条第1項第2号の規定による経済産業大臣の輸入の承認を受けるべき貨物
 - 3 令第9条第1項の規定による輸入割当てを受けなければならない貨物（総価額が18万円以下の貨物であって、無償のものを除く。）
- 二 令別表第1第15号に規定する墓地の建設、維持、修復又は装飾のために必要な貨物であって無償で送られるものは、日本国における英連邦戦死者墓地に関する協定第8条の規定に基づき輸入される貨物とする。
- 三 令別表第1第21号に規定する無償で輸出すべきものとして無償で輸入する貨物は、次のとおりとする。ただし、当該輸入に係る原産地又は船積地域が北朝鮮である貨物にあっては、1から6までの項に規定する貨物を除く。
 - 1 本邦から輸出した貨物であって、本邦において修理した後再輸出するために輸入するもの
 - 2 輸出する貨物に簡単な取付け若しくははり付けをし、又は輸出する貨物とともにその附属品として封入をして輸出するために輸入する貨物
 - 3 2に掲げるもののほか保税蔵置場若しくは保税工場において加工（修理及び改装を含む。以下同じ。）をした後輸出する貨物及び保税蔵置場又は保税工場において輸出すべき他の貨物に取付け、組立てその他の加工により組み入れられる貨物
 - 4 本邦において開催される博覧会、見本市その他これらに類するもの（以下「博覧会等」という。）に外国から出品される貨物又は博覧会等の運営又は博覧会等に係る施設の建設、維持若しくは撤去のために必要な貨物であって、当該博覧会等が終了した後輸出されるもの
 - 5 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）第1条（d）に規定するATAカルネ（以下「通関手帳」という。）により輸出すべきものと

して通関手帳により輸入する貨物

6 学術研究用品、試験品又は試験用機器

7 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機の用に供する船用品又は航空機用品であつて、保税蔵置場又は保税工場に入れるもの

四 令別表第1第22号に規定する無償で輸入すべきものとして無償で輸出した貨物は、次のとおりとする。ただし、当該輸入に係る原産地又は船積地域が北朝鮮である貨物を除く。

1 輸入した貨物であつて、外国において修理するために輸出した貨物を修理後再輸入するもの

2 外国において開催される博覧会、展示会、見本市、映画祭その他これらに類するものに本邦から出品された貨物であつて、輸入するもの

3 オリンピック競技大会、オリンピック冬季大会、アジア競技大会及びユニバシアード大会に参加するために出国した選手、選手団の役員その他の当該運動競技会関係者が携帯し又は別送して当該運動競技会の用に供するために輸出した貨物であつて、それらの者が入国の際携帯し又は別送して輸入するもの

4 通関手帳により輸出した貨物であつて、通関手帳により輸入するもの

附 則（抄）

この告示による改正後の輸入貿易管理令別表第1第1号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物第3号及び第4号（ただし書に係る部分に限る。）の規定は、令和9年4月13日限り、その効力を失う。